○ 加古川市優良工事の公表に関する事務取扱基準

平成 18 年 3 月 30 日 総 務 部 長 決 定

(趣旨)

第1条 この基準は、加古川市工事成績評定実施要綱(平成18年3月30日総務部長決定。以下「評定要綱」という。)第9条に規定する優良工事の公表に関する事務取扱について、必要な事項を定めるものとする。

(適用除外)

- 第2条 評定要綱に規定する優良工事の選定において、次の各号のいずれかに該当する受 注者は対象から除外する。
- (1) 公表時点において建設業として経営を行っていない受注者
- (2) その他優良工事として認めるに不適当な事実があった受注者
- 2 公表時点において、総務部契約検査課に提出している経営規模等評価結果通知書総合 評定値通知書の有効期限が過ぎている者は、第1項第1号に規定する者とみなす。

(関連工事)

- 第3条 評定要綱に規定する優良工事の選定において、既発注工事に伴う関連工事で、既 発注工事の受注者が受注した工事については、既発注工事と関連工事を合わせて1件とし て取り扱うものとする。
- 2 前項に規定する工事の評定点を算出するときは、既発注工事と関連工事の請負金額による加重平均で求めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この基準は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準による規定は、平成18年4月1日以後に契約を締結した工事について適用 し、同日前に契約を締結した工事については、なお従前の例による。

附則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。